

事 務 連 絡
令和 5 年 6 月 30 日

各都道府県市区町村担当課 御 中

総務省自治税務局自動車税制企画室

特定小型原動機付自転車に係る周知・啓発等について

特定小型原動機付自転車（以下「特定原付」という。）の標識に係る準備状況について、先般 6 月 12 日付けで依頼した調査にご協力いただきありがとうございました。

当室にて調査結果の概要をとりまとめましたので、別添資料①のとおり共有いたします。

各市町村（特別区を含む。以下同じ。）における特定原付用の標識交付に向けた準備等につきましては、当該調査結果や、当室よりこれまでに発出した QA 集及び事務連絡等を踏まえ、特に、特定原付用の標識の交付開始時期を 7 月 4 日以降としている市町村におかれては、改めて早期の発注、納品及び交付開始（期日の前倒しを含む。）を前向きにご検討いただきますようお願いいたします。

なお、今後も各市町村における対応状況を適宜調査させていただくとともに、交付開始時期等について公表させていただくことを予定しておりますので、ご理解・ご協力のほどよろしくようお願いいたします。

また、この度、5 月 22 日付事務連絡でご案内しておりました、関係省庁が共同で作成する周知・啓発用のチラシにつきまして、別添資料②のとおり完成いたしました。併せて、関係省庁ポータルサイト及び総務省の専用ホームページにつきましても作成しましたので、以下のとおり情報提供させていただきます。

関係省庁ポータルサイト

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/seikatsuseihin/mobility/index.html

総務省の専用ホームページ（特定小型原動機付自転車について）

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/131410_00001.html

各市町村におかれましては、税申告や課税標識に係る手続き等について、上記の広報媒体も活用の上、各市町村が発行する広報誌やホームページへの掲載等を通じ、特定原付の所有者をはじめ広く周知・啓発を図っていただくようお願いいたします。

上記のとおりお知らせしますので、貴都道府県内の市町村へ周知いただきますようお願いいたします。

(連絡先)

総務省自治税務局自動車税制企画室

担当：高梨事務官

電話：03-5253-5663